

金沢城・兼六園研究会会則

令和2年5月9日（改定）

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の親睦を図り、金沢城・兼六園等文化財に関する事項の学習と普及の事業を行うことによって、地域・生活文化の振興に貢献する。

(名称)

第2条 本会は、金沢城・兼六園研究会（城と庭の研究会）と称する。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を石川県金沢市丸の内1番1号 金沢城・兼六園管理事務所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を実現するため、自立・共感・協働のもとに、次の事業を行う。

- (1) 調査・研究、鑑賞、講演、発表の学習事業
- (2) 講座、解説ガイド、刊行、展示、広報の普及事業
- (3) 大名庭園民間交流協議会に加入・参加し、各地の市民団体との交流・連携を行う。
- (4) その他、本会の目的を実現するための必要な事業

(部会)

第5条 前条に掲げる事業を実行するため、業務を執行する部会を組織する。その部会は本会の役員会の決議に基づき別にこれを定める。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第7条 本会の会員は通常会員、特別会員、名誉会員の3種とする。

- (1) 通常会員は、石川県が主催する金沢城・兼六園に関する講座を修了し、第4条に掲げる事業を実行するために入会した個人
- (2) 特別会員は、第4条に掲げる事業を賛助するため入会した個人または法人
- (3) 名誉会員は、金沢城・兼六園等文化財に係る行政を担当し、第4条に掲げる一部を協働するものであって、本会の役員会において推薦された個人

(会費)

第8条 次の会員は、1事業年度につき次の会費を納入する。

- (1) 通常会員、特別会員 3,500円
 - (2) 法人特別会員 10,000円以上
- 2 県外鑑賞等特別事業には、その都度参加費を徴収する。

第3章 役員

(種別、定数及び任期)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長、幹事

(2) 監事

(3) 顧問

2 但し、役員任期は2年とする。その終期が就任後本会の第2回の通常総会終結の日にあたらないときは、その終結の日とする。再任を妨げない。

役員に欠員を生じた場合、業務執行上支障がないときは、その補充は本会の次の総会まで延期することができる。

(選任)

第10条 会長、副会長、幹事及び監事は、通常会員の中から、本会の総会においてこれを選任する。

2 顧問は、名誉会員の中から、本会の役員会の決定に基づき会長がこれを委嘱する。

(会長、副会長、幹事、監事及び顧問)

第11条 会長は、本会の役員会の決定に基づき本会の業務の執行を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の定めるところにより本会の業務を執行する。

3 幹事は、会長の定めるところにより本会の業務を執行する。

4 監事は、本会の業務の執行及び財務の状況を監査する。

5 顧問は、会長の諮問に応じて、本会の役員会に出席して、本会の業務の重要事項につき意見を述べることができる。

(相談役)

第12条 本会に相談役を若干置くことができる。

2 相談役は、本会の役員会の決議に基づき会長がこれを委嘱する。

第4章 会議

(種類)

第13条 本会の会議は、総会、役員会及び顧問・相談役会の3種とする。

(総会)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回、臨時総会は、必要あるごとに役員会の決定に基づきこれを開催する。

3 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事業を決議する。

(1) 事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算

(2) 会則の変更

(3) 解散、合併

(4) その他必要な事項

4 総会の議長は、出席した通常会員の中から選出する。

5 総会の決議は、出席した通常会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。但し、3項(2・3)号の事項の決議は、通常会員の2分の1以上出席し、その3分の2以上の同意があることを要する。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

2 役員会は、特別の事由がある場合のほか、毎月1回定例日にこれを開催する。

3 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の業務の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他必要な事項

4 役員会の議長は、会長がこれを任ずる。議決は、役員現在数の過半数をもって決する。

(顧問・相談役会)

第16条 顧問・相談役会は、顧問、相談役、会長、副会長及び部会を代表する役員をもって構成する。

2 顧問・相談役会は、毎年1回以上、会長が必要であると認めるとき、これを開催する。

3 顧問・相談役会は、会長の諮問する本会の中期事業展望等業務の重要事項を評議する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第17条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) その他収入

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、第6条に定める事業年度による。

第6章 雑則

(細則)

第19条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の決議に基づき会長がこれを定める。

付 則

この会則は、平成3年6月1日から施行する。

平成 4年 5月 9日 一部改定

平成 6年 5月 7日 一部改定

平成14年 5月11日 一部改定

平成15年 5月10日 全部改定

平成19年 5月12日 一部改定

平成20年 5月17日 一部改定

平成24年 5月19日 一部改定

令和 2年 5月 9日 一部改定